大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十九年五月十九日から同年九月十九日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

平成二十九年五月十九日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　コープなんごう

所在地　大和高田市大字大谷七五八ー八〇及び七五八ー八一

二　変更のあった事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

廃棄物等の保管施設の位置

（変更前）届出書添付図面①記載のとおり

（変更後）届出書添付図面②記載のとおり

三　変更年月日

平成二十八年十一月二十四日

四　届出年月日

平成二十九年四月十三日

五　縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六　縦覧期間

平成二十九年五月十九日から同年九月十九日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七　縦覧時間

午前九時から午後五時まで